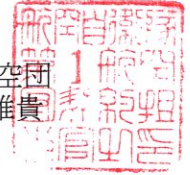


公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 早川 雅貴



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名(品名)	規格	単位	予定数量	備考
00140等共同使用場所の清掃作業外1品目	仕様書のとおり			

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地

(3) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- 場所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- 入札日時 令和6年5月1日(水) 10時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 単価決定

10 契約方法 単価契約

11 その他

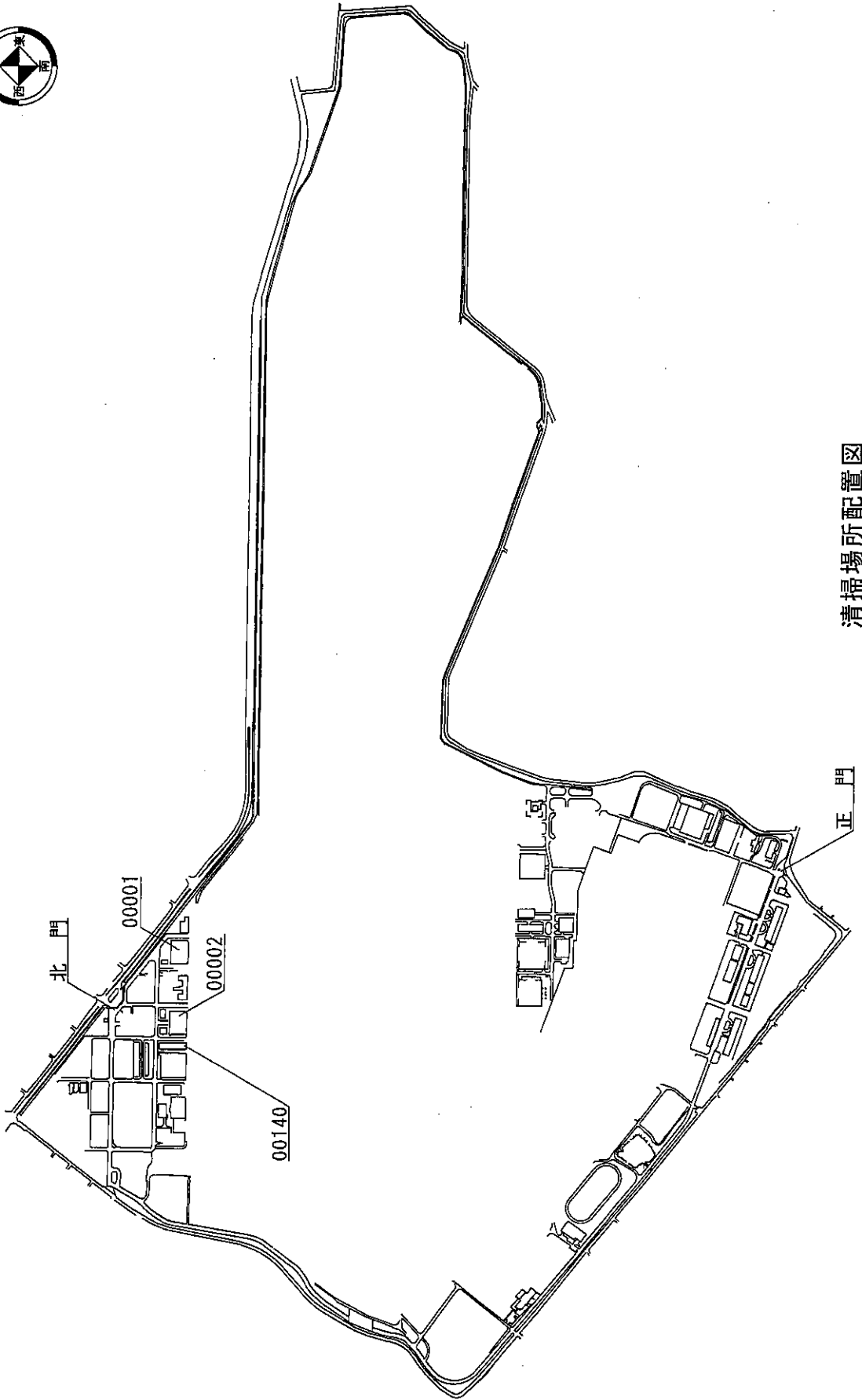
- 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年4月26日(金)必着。
- 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3770, 7043 FAX(053)472-7735

担当: 下山

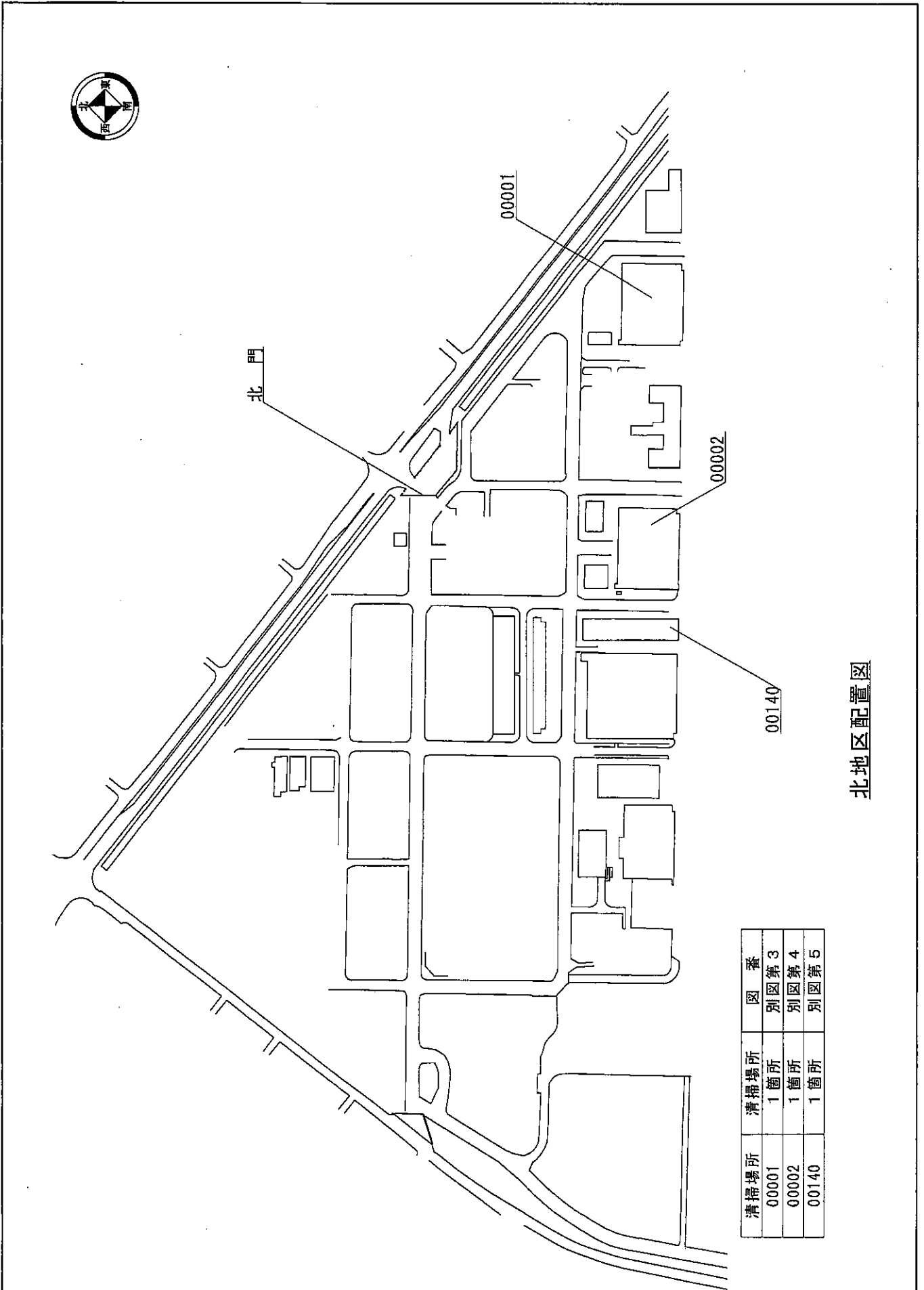
航空自衛隊仕様書																																																																																									
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書																																																																																							
	性質による分類	個別仕様書																																																																																							
番品番号				仕様書番号																																																																																					
品名 又は 件名	00140等共同使用場所の清掃作業			浜基LPS-X600001																																																																																					
				承認	令和 6年 4月 5日																																																																																				
				作成	令和 6年 4月 5日																																																																																				
				改正	令和 年 月 日																																																																																				
					令和 年 月 日																																																																																				
作成部隊等名	飛行群本部																																																																																								
<p>1 件名 00140等共同使用場所の清掃作業</p> <p>2 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、共同使用場所の清掃作業について適用する。</p> <p>3 履行場所 航空自衛隊浜松基地（別図第1～第5のとおり）</p> <p>4 履行期間 契約締結後～令和7年3月31日</p> <p>5 引用図書及び各種関連法規等 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>6 役務内容</p> <p>(1) 清掃作業は、「建築保全業務共通仕様書」の第4編清掃のうち、便所・洗面所の床の日常清掃及び床以外の日常清掃を実施するものとする。</p> <p>(2) 清掃実施予定日は、下表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日数</th> <th>実施日</th> <th>未実施日</th> <th>土日祝日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>30</td><td>21</td><td>0</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>5月</td><td>31</td><td>21</td><td>0</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>6月</td><td>30</td><td>20</td><td>0</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>7月</td><td>31</td><td>22</td><td>0</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>8月</td><td>31</td><td>17</td><td>4</td><td>10</td><td>8/13～8/16</td></tr> <tr><td>9月</td><td>30</td><td>19</td><td>0</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>10月</td><td>31</td><td>21</td><td>1</td><td>9</td><td>10/21</td></tr> <tr><td>11月</td><td>30</td><td>20</td><td>0</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>12月</td><td>31</td><td>15</td><td>7</td><td>9</td><td>12/23～12/27、12/30、12/31</td></tr> <tr><td>1月</td><td>31</td><td>19</td><td>2</td><td>10</td><td>1/2～1/3</td></tr> <tr><td>2月</td><td>28</td><td>18</td><td>0</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>3月</td><td>31</td><td>20</td><td>0</td><td>11</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td> <td>365</td> <td>233</td> <td>14</td> <td>118</td> <td>清掃実施予定日数 233日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 統制事項</p> <p>ア 官側で発生したゴミ等は、官側の指定した場所へ集積すること。</p> <p>イ 隊員が使用するトイレットペーパー、水石鹼等は、官側負担とする。</p> <p>ウ 清掃に用いる資材は請負業者の負担とし、また監督官より指示された場</p>						月	日数	実施日	未実施日	土日祝日数	備考	4月	30	21	0	9		5月	31	21	0	10		6月	30	20	0	10		7月	31	22	0	9		8月	31	17	4	10	8/13～8/16	9月	30	19	0	11		10月	31	21	1	9	10/21	11月	30	20	0	10		12月	31	15	7	9	12/23～12/27、12/30、12/31	1月	31	19	2	10	1/2～1/3	2月	28	18	0	10		3月	31	20	0	11		合計	365	233	14	118	清掃実施予定日数 233日
月	日数	実施日	未実施日	土日祝日数	備考																																																																																				
4月	30	21	0	9																																																																																					
5月	31	21	0	10																																																																																					
6月	30	20	0	10																																																																																					
7月	31	22	0	9																																																																																					
8月	31	17	4	10	8/13～8/16																																																																																				
9月	30	19	0	11																																																																																					
10月	31	21	1	9	10/21																																																																																				
11月	30	20	0	10																																																																																					
12月	31	15	7	9	12/23～12/27、12/30、12/31																																																																																				
1月	31	19	2	10	1/2～1/3																																																																																				
2月	28	18	0	10																																																																																					
3月	31	20	0	11																																																																																					
合計	365	233	14	118	清掃実施予定日数 233日																																																																																				

品名	00140等共同使用場所の清掃作業			
所に整理して保管すること。				
エ 清掃作業に関係のない物品には触れないこと。				
オ 請負業者は、施設の不具合を発見した場合、直ちに監督官に連絡すること。				
7 清掃場所及び清掃面積				
(1) 床の日常清掃（便所・洗面所：弾性床及び硬質床）				
ア 清掃場所00001：男子便所、女子便所、洗面所 清掃対象床面積：8.10m×2.70m+2.43m×1.05m=24.42㎡				
イ 清掃場所00002：男子便所、女子便所、洗面所 清掃対象床面積：8.10m×3.00m+1.90m×0.77m=25.76㎡				
ウ 清掃場所00140：男子便所、女子便所、洗面所 清掃対象床面積：2.85m×2.00m+5.60m×3.20m=23.62㎡				
清掃対象床総面積（ア～ウ） （ア）24.42㎡+（イ）25.76㎡+（ウ）23.62㎡=73.80㎡				
(2) 床以外の日常清掃（便所・洗面所） 清掃対象床総面積は(1)と同じ：73.80㎡				
8 検査				
(1) 清掃終了時、検査書（別紙様式）を検査官に提出し、検査官による合格をもって役務完了とする。				
(2) 清掃に不備があった場合は、再度清掃を行うものとする。				
(3) 本仕様書に基づいた作業の結果、過失により施設及び資材等に損傷等を与えた場合、請負業者は賠償責任を負うものとする。				
9 提出書類				
請負業者は、下表に示す提出書類を期限までに検査官に提出すること。				
No	書類名	提出期限	部数	様式
1	入門許可証交付申請書	契約後又は変更の都度速やかに（監督官）	1	定型
2	写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）※ 身分（氏名、住所及び国籍）を証明するもの		2	
3	ア 日本国籍を有する者 住民票又は住民票記載事項証明書（本人のみ（コピー可））（発行から3か月以内）、本籍地（都道府県名）が記載されたもの。マイナンバー（個人番号）及び住民票コードが記載されたものは除く。） イ 日本国籍を有しない者 在留カード又は特別永住者証明書（コピー） パスポート（コピー）（保有していない者を除く。）		1	
4	共同使用場所清掃検査書	清掃終了時（検査官）	1	別紙様式
※3か月以内に撮影されたもので、縦4.5cm、横3.5cmでふちなし、申請者本人のみの平常時の顔で無帽、正面、無背景で顔が隠れていないもの。また、傷や汚れが無く、小さすぎず、顔の輪郭がすべて収まっており、顔や背景に影がなく鮮明に撮影されたもの。				
10 協議等				
役務仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務仕様書及び図面に記載されていない部分の不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。				

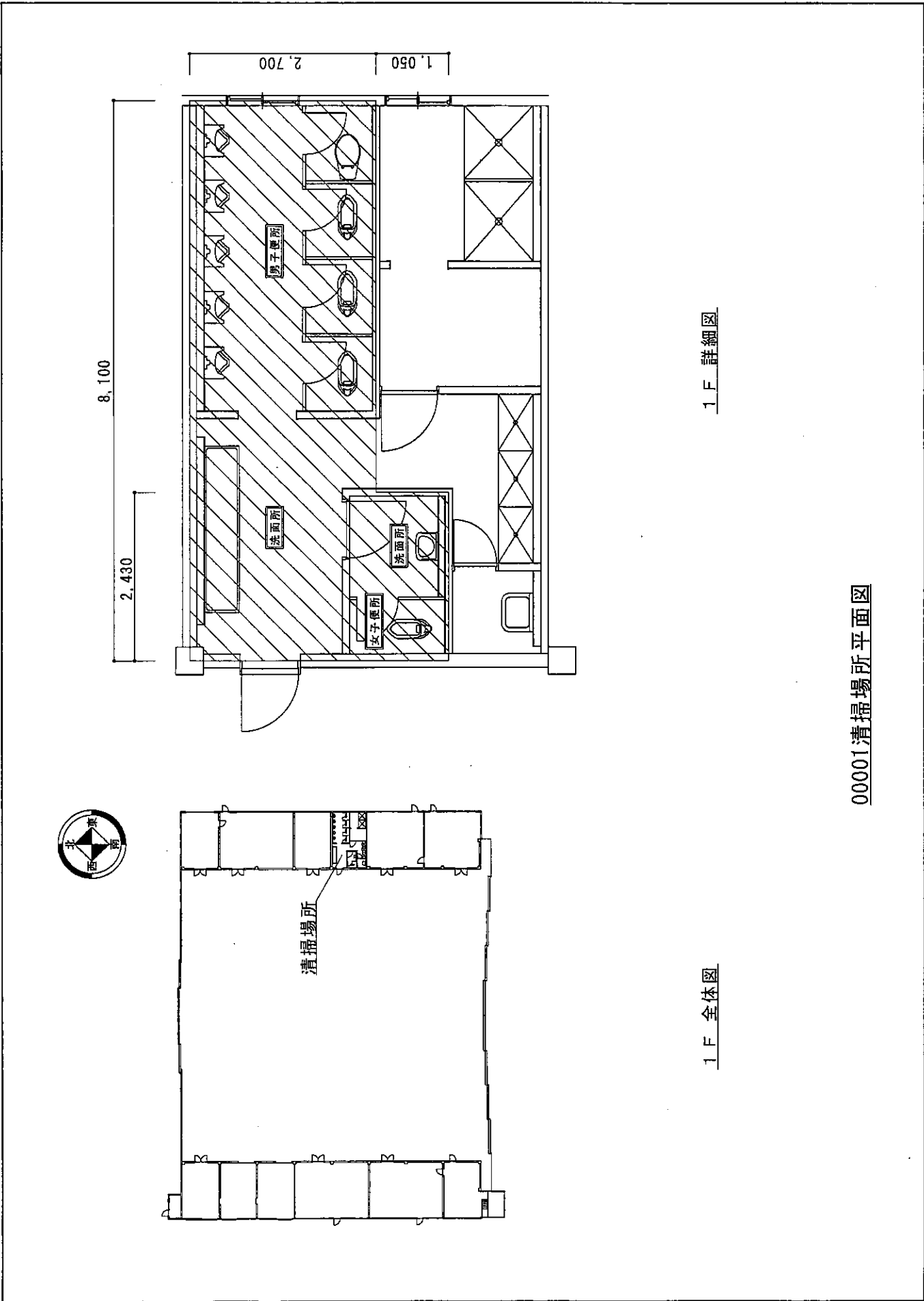
品名	00140等共同使用場所の清掃作業
11	図書等の管理
	図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製、閲覧をさせてはならない。
12	基地内における規程事項
	(1) 注意事項
	ア 請負業者の基地内の立入りは、入門許可証交付申請書等により許可を受ける。
	イ 請負業者は、入門許可証をパスケースに入れ、警備等の隊員から確認が容易な形で携行するものとする。
	ウ 指定した場所以外の写真撮影及び立ち入りを禁止する。
	エ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官の指示を受ける。
	オ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではない。
	なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。
	カ 危険物等の搬入がある場合は、事前に監督官の許可を受ける。
	キ 油脂類等は、みだりに放置してはない。
	ク 監督官から指示された事は、遵守すること。
	(2) 入出門について
	ア 基地内への入出門時間は平日0815～1700とし、それ以外に作業を行う場合は、事前に監督官の許可を受ける。
	イ 基地内において車両を運行する場合は、警衛隊員に車検証を提示し、基地内臨時乗入許可証の交付を受けること。
	ウ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。
	(ア) 基地内の秩序を乱し、監督官の指示に従わない場合
	(イ) 入門証（バッジ）又は腕章、面会証を紛失した場合
	(ウ) 入門許可証の期限が超過した場合
	(エ) 訓練又は災害等にて、基地内に乗り入れ制限が発令された場合
	(オ) 監督官が不適と判断した場合
13	情報保障
	(1) 機器等の使用
	役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウイルス対策の行われたパソコン等を使用すること。
	(2) 提出された個人情報等の取扱いについて
	提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき保護し、本役務以外は、使用目的としない。



清掃場所配置図



北地区配置図



清掃場所

8,100

2,430

2,700

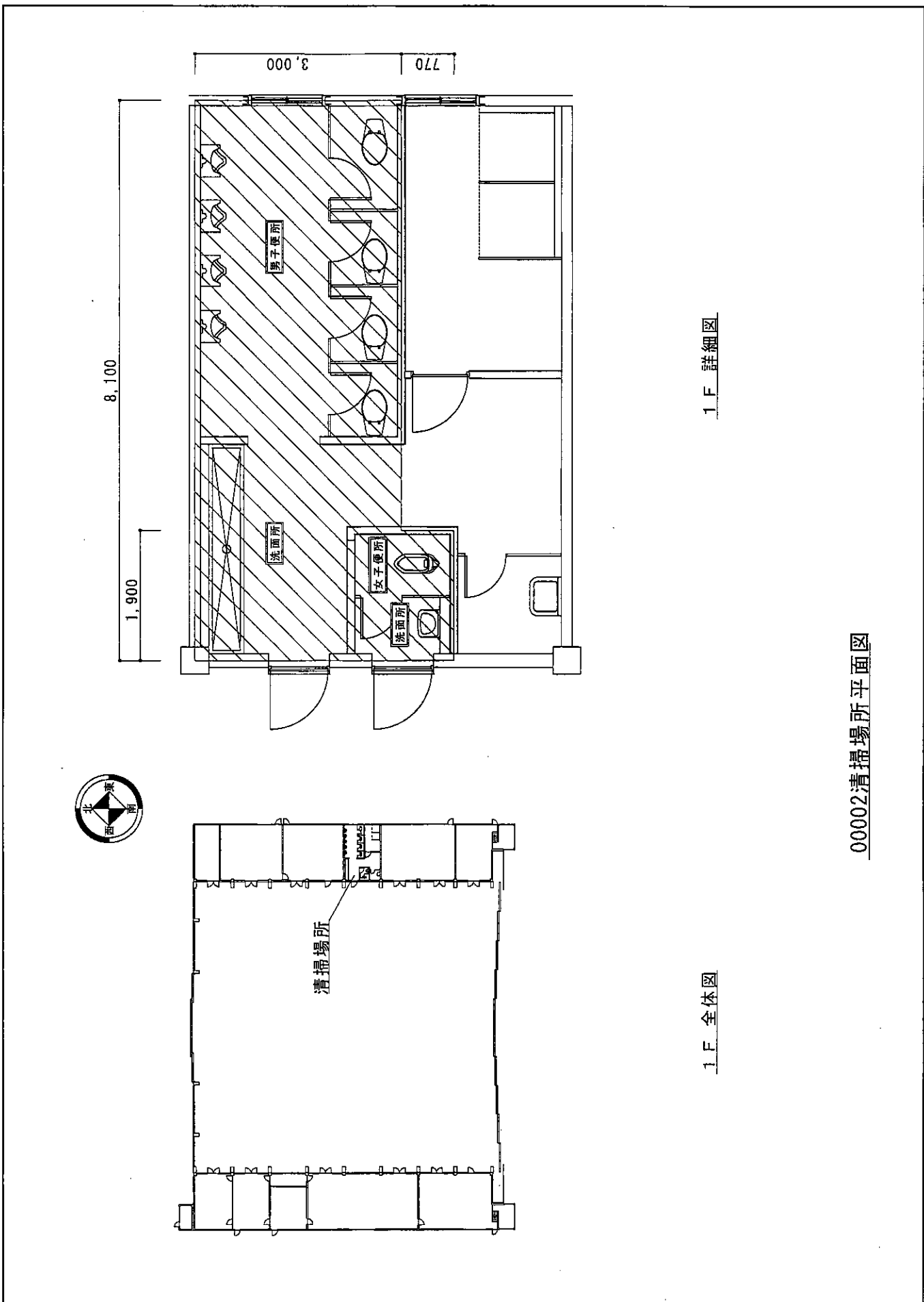
1,050

男子便所

洗面所

洗面所

女子便所



清掃場所

8,100

1,900

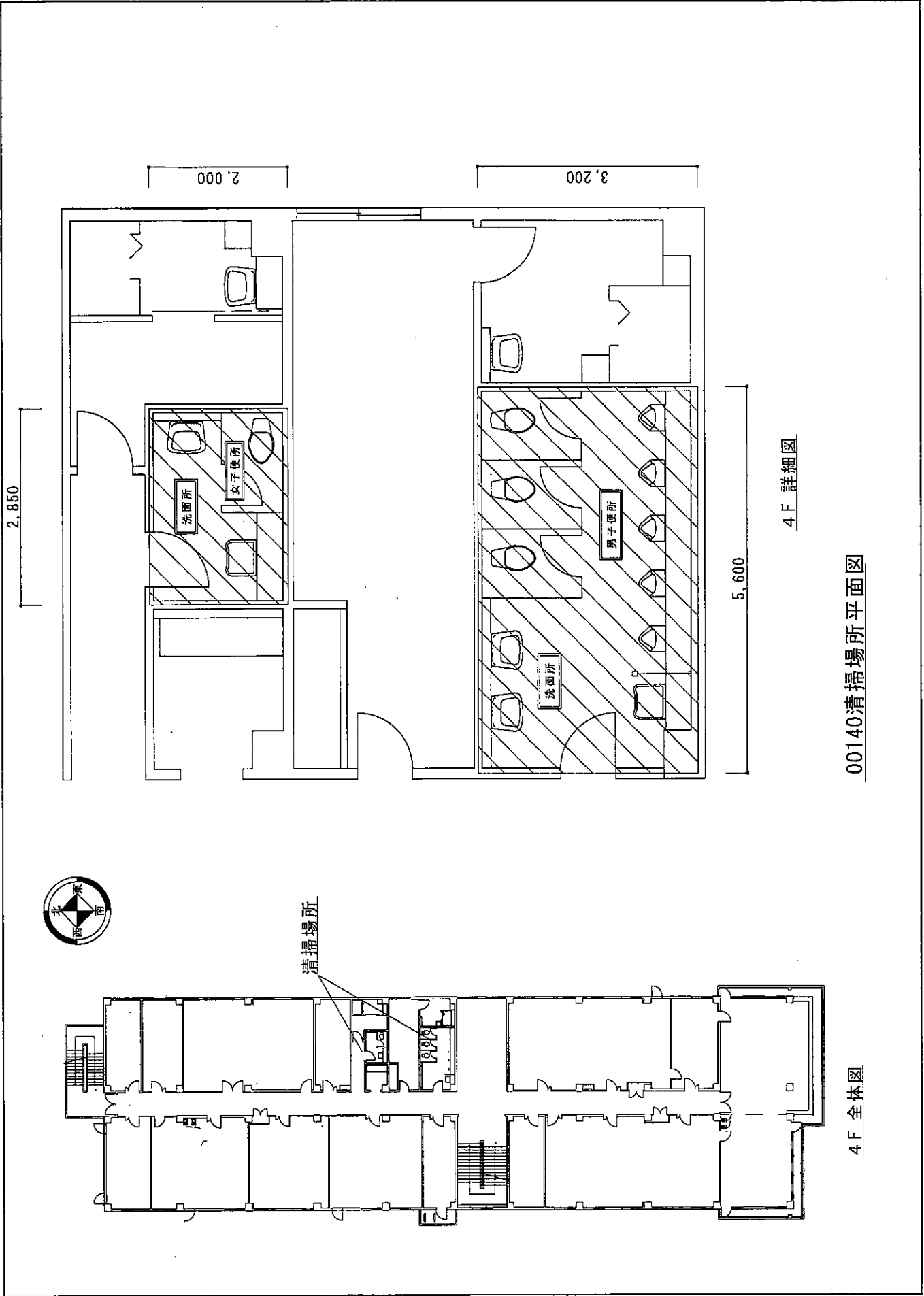
3,000

770

1F 全体図

1F 詳細図

00002清掃場所平面図



4 F 詳細図

00140 清掃場所平面図

4 F 全体図

共同使用場所清掃検査書（月分）

管理単位：飛行群本部

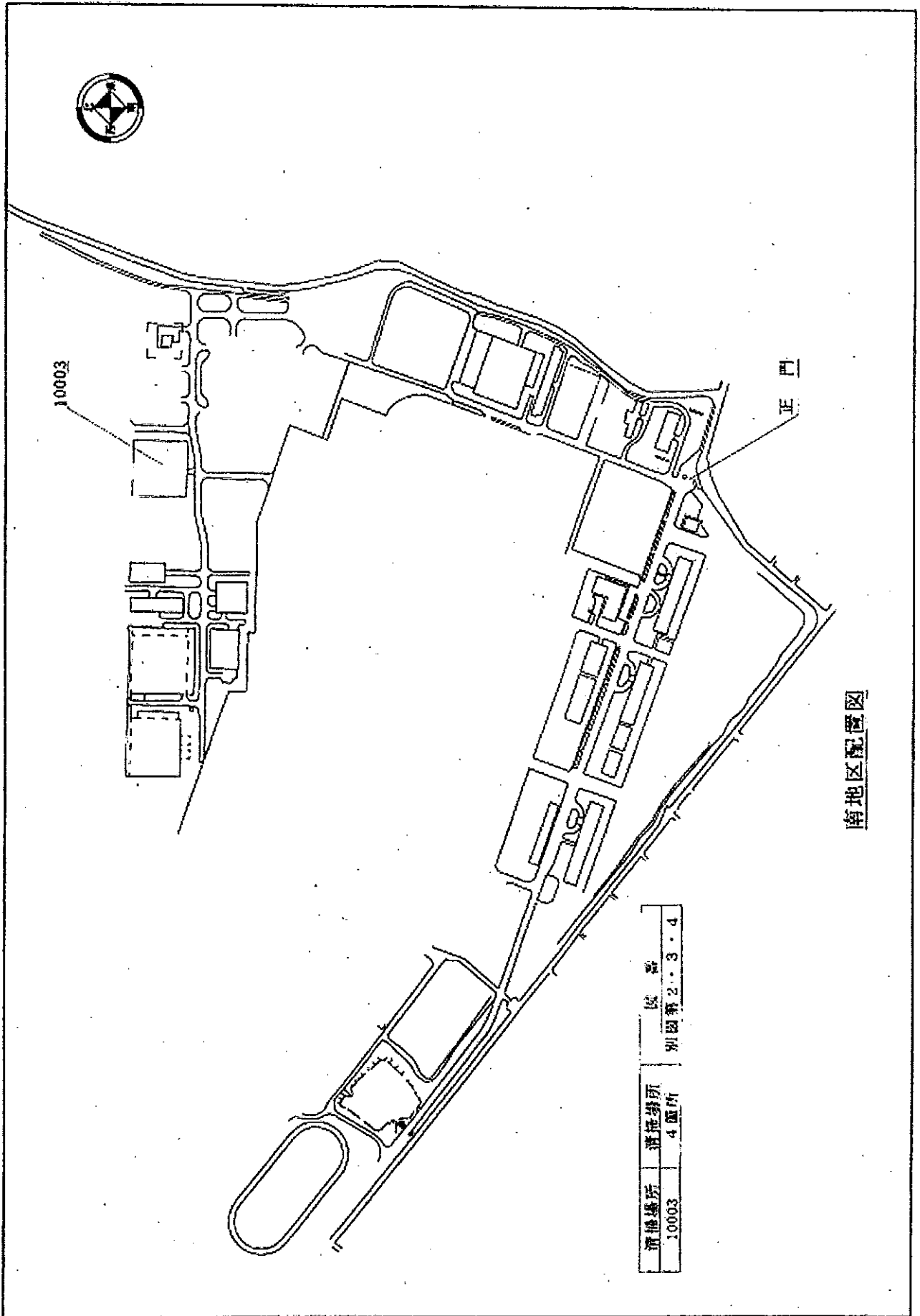
日	清掃作業合否	検査官確認	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

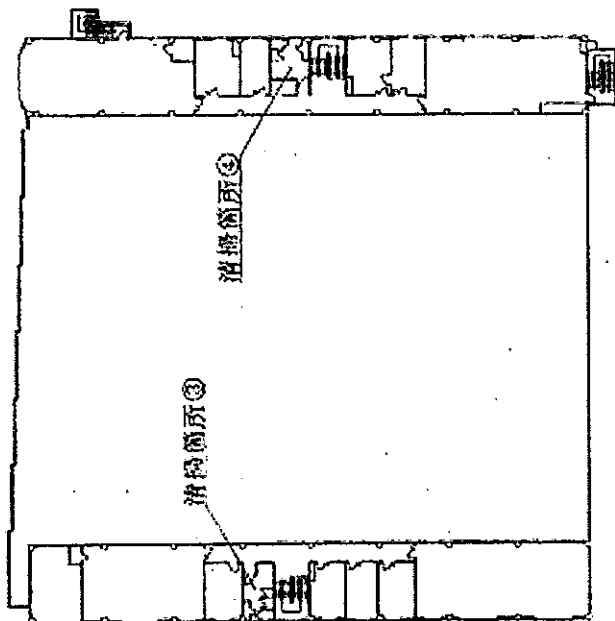
日	清掃作業合否	検査官確認	備考
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

航空自衛隊仕様書																																																																																									
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書																																																																																						
	性質による分類		個別仕様書																																																																																						
番品番号					仕様書番号																																																																																				
品名 又は 件名	10003共同使用場所の清掃作業				浜基LPS-X500041																																																																																				
					承認	令和	6年	3月21日																																																																																	
					作成	令和	6年	3月21日																																																																																	
					改正	令和	年	月	日																																																																																
						令和	年	月	日																																																																																
作成部隊等名	浜松救難隊																																																																																								
1 件名	10003共同使用場所の清掃作業																																																																																								
2 適用範囲	この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、共同使用場所の清掃作業について適用する。																																																																																								
3 履行場所	航空自衛隊浜松基地（別図第1～第4のとおり）																																																																																								
4 履行期間	契約締結後～令和7年3月31日																																																																																								
5 引用図書及び各種関連法規等	建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）																																																																																								
6 役務内容	<p>(1) 清掃作業は、「建築保全業務共通仕様書」の第4編清掃のうち、便所・洗面所の床の日常清掃及び床以外の日常清掃を実施するものとする。</p> <p>(2) 清掃実施予定日は、下表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日数</th> <th>実施日</th> <th>未実施日</th> <th>土日祝日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>30</td><td>21</td><td>0</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>5月</td><td>31</td><td>21</td><td>0</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>6月</td><td>30</td><td>20</td><td>0</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>7月</td><td>31</td><td>22</td><td>0</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>8月</td><td>31</td><td>17</td><td>4</td><td>10</td><td>8/13～8/16</td></tr> <tr><td>9月</td><td>30</td><td>19</td><td>0</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>10月</td><td>31</td><td>21</td><td>1</td><td>9</td><td>10月23日</td></tr> <tr><td>11月</td><td>30</td><td>20</td><td>0</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>12月</td><td>31</td><td>15</td><td>7</td><td>9</td><td>12/23～12/31</td></tr> <tr><td>1月</td><td>31</td><td>19</td><td>2</td><td>10</td><td>1/2～1/3</td></tr> <tr><td>2月</td><td>28</td><td>18</td><td>0</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>3月</td><td>31</td><td>20</td><td>0</td><td>11</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td> <td>365</td> <td>233</td> <td>14</td> <td>118</td> <td>清掃実施予定日数 233日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 統制事項</p> <p>ア 官側で発生したごみは、官側の指定した場所へ集積すること。</p> <p>イ 隊員が使用するトイレトペーパー、水石鹸等は、官側負担とする。</p> <p>ウ 清掃に用いる資材また、発生したごみ等の処分は請負業者の負担とすること。</p>					月	日数	実施日	未実施日	土日祝日数	備考	4月	30	21	0	9		5月	31	21	0	10		6月	30	20	0	10		7月	31	22	0	9		8月	31	17	4	10	8/13～8/16	9月	30	19	0	11		10月	31	21	1	9	10月23日	11月	30	20	0	10		12月	31	15	7	9	12/23～12/31	1月	31	19	2	10	1/2～1/3	2月	28	18	0	10		3月	31	20	0	11		合計	365	233	14	118	清掃実施予定日数 233日
月	日数	実施日	未実施日	土日祝日数	備考																																																																																				
4月	30	21	0	9																																																																																					
5月	31	21	0	10																																																																																					
6月	30	20	0	10																																																																																					
7月	31	22	0	9																																																																																					
8月	31	17	4	10	8/13～8/16																																																																																				
9月	30	19	0	11																																																																																					
10月	31	21	1	9	10月23日																																																																																				
11月	30	20	0	10																																																																																					
12月	31	15	7	9	12/23～12/31																																																																																				
1月	31	19	2	10	1/2～1/3																																																																																				
2月	28	18	0	10																																																																																					
3月	31	20	0	11																																																																																					
合計	365	233	14	118	清掃実施予定日数 233日																																																																																				

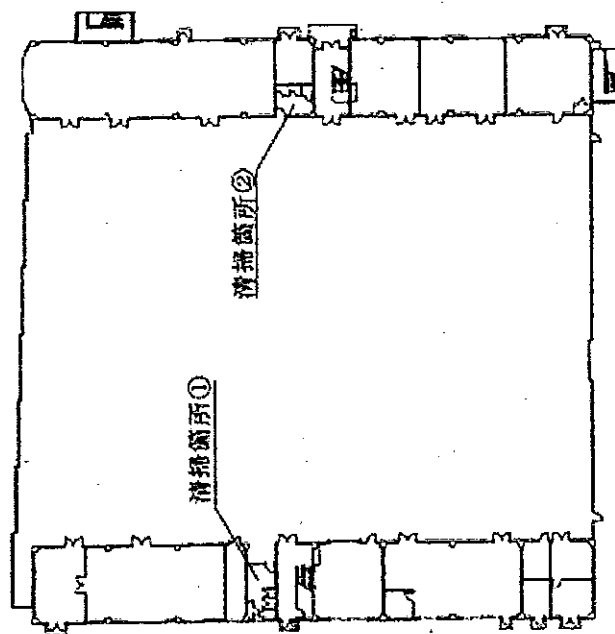
品名	10003共同使用場所の清掃作業			
<p>また、監督官より指示された場所に整理して保管すること。</p> <p>エ 清掃作業に関係のない物品には触れないこと。</p> <p>オ 請負業者は、施設の不具合を発見した場合、直ちに監督官に連絡すること。</p>				
7 清掃場所及び清掃面積				
(1) 床の日常清掃 (便所・洗面所：弾性床及び硬質床)				
ア 清掃場所10003：男子便所東側1F、洗面所				
清掃対象床面積： $2.00\text{m} \times 2.415\text{m} + 6.00\text{m} \times 3.16\text{m} = 23.79\text{m}^2$				
イ 清掃場所10003：男子便所東側1F、洗面所				
清掃対象床面積： $3.20\text{m} \times 4.00\text{m} = 12.80\text{m}^2$				
ウ 清掃場所10003：女子便所西側2F、洗面所				
清掃対象床面積： $2.00\text{m} \times 2.415\text{m} + 2.70\text{m} \times 3.16\text{m} + 1.30\text{m} \times 1.76\text{m}$				
=15.65 m^2				
エ 清掃場所10003：男子便所西側2F、洗面所				
清掃対象床面積： $0.70\text{m} \times 1.425\text{m} + 2.00\text{m} \times 4.20\text{m} + 2.30\text{m} \times 3.30\text{m}$				
=16.99 m^2				
清掃対象床総面積 (ア～エ)				
(ア) 23.79 m^2 + (イ) 12.80 m^2 + (ウ) 15.65 m^2 + (エ) 16.99 m^2				
=69.23 m^2				
(2) 床以外の日常清掃 (便所・洗面所)				
清掃対象床総面積は(1)と同じ：69.23 m^2				
8 検査				
(1) 清掃終了時、検査書 (別紙様式) を検査官に提出し、検査官による合格をもって役務完了とする。				
(2) 清掃に不備があった場合は、再度清掃を行うものとする。				
(3) 本仕様書に基づいた作業の結果、過失により施設及び資材等に損傷等を与えた場合、請負業者は賠償責任を負うものとする。				
9 提出書類				
請負業者は、下表に示す提出書類を期限まで提出にすること。				
No	書類名	提出期限 (担当官)	部数	様式
1	入門許可証交付申請書	契約後 速やかに、または変更、追加の都度 (監督官)	1	定型
2	写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)※ 身分(氏名、住所及び国籍)を証明するもの		2	
3	ア 日本国籍を有する者 住民票又は住民票記載事項証明書(本人のみ(コピー可))(発行から3か月以内)、本籍地(都道府県名)が記載されたもの。マイナンバー(個人番号)及び住民票コードが記載されたものは除く。 イ 日本国籍を有しない者 在留カード又は特別永住者証明書(コピー)パスポート(コピー)(保有していない者を除く。)		1	
4	共同使用場所清掃検査書	清掃終了時 (検査官)	1	別紙様式
※3か月以内に撮影されたもので、縦4.5cm、横3.5cmでふちなし、申請者本人のみの平常時の顔で無帽、正面、無背景で顔が隠れていないもの。また、傷や汚れが無く、小さすぎず、顔の輪郭がすべて収まっており、顔や背景に影がなく鮮明に撮影されたもの。				

品名	10003 共同使用場所の清掃作業
10 協議等	<p>役務仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務仕様書及び図面に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。</p>
11 図書等の管理	<p>図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製、閲覧をさせてはならない。</p>
12 基地内における規程事項	
(1) 注意事項	
ア	<p>請負業者の基地内の立入りは、入門許可証交付申請書等により許可を受ける。</p>
イ	<p>請負業者は、入門許可証をパスケースに入れ、警備等の隊員から確認が容易な形で携行するものとする。</p>
ウ	<p>指定した場所以外の写真撮影及び立ち入りを禁止する。</p>
エ	<p>基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官の指示を受ける。</p>
オ	<p>酒類等の飲食物を基地内に持ち込んで서는ならない。なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。</p>
カ	<p>危険物等の搬入がある場合は、事前に監督官の許可を受ける。</p>
キ	<p>油脂類等は、みだりに放置してはならない。</p>
ク	<p>監督官から指示された事は、遵守すること。</p>
(2) 入出門について	
ア	<p>基地内への入出門時間は平日0815～1700とし、それ以外に作業を行う場合は、事前に監督官の許可を受ける。</p>
イ	<p>基地内において車両を運行する場合は、警衛隊員に車検証を提示し、基地内臨時乗入許可証の交付を受けること。</p>
ウ	<p>入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。</p>
(ア)	<p>基地内の秩序を乱し、監督官の指示に従わない場合</p>
(イ)	<p>入門証（バッジ）又は腕章、面会証を紛失した場合</p>
(ウ)	<p>入門許可証の期限が超過した場合</p>
(エ)	<p>訓練又は災害等にて、基地内に乗り入れ制限が発令された場合</p>
(オ)	<p>監督官が不適と判断した場合</p>
13 情報保障	
(1) 機器等の使用	
	<p>役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウイルス対策の行われたパソコン等を使用すること。</p>
(2) 提出された個人情報等の取扱いについて	
	<p>提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき保護し、本役務以外は、使用目的としない。</p>



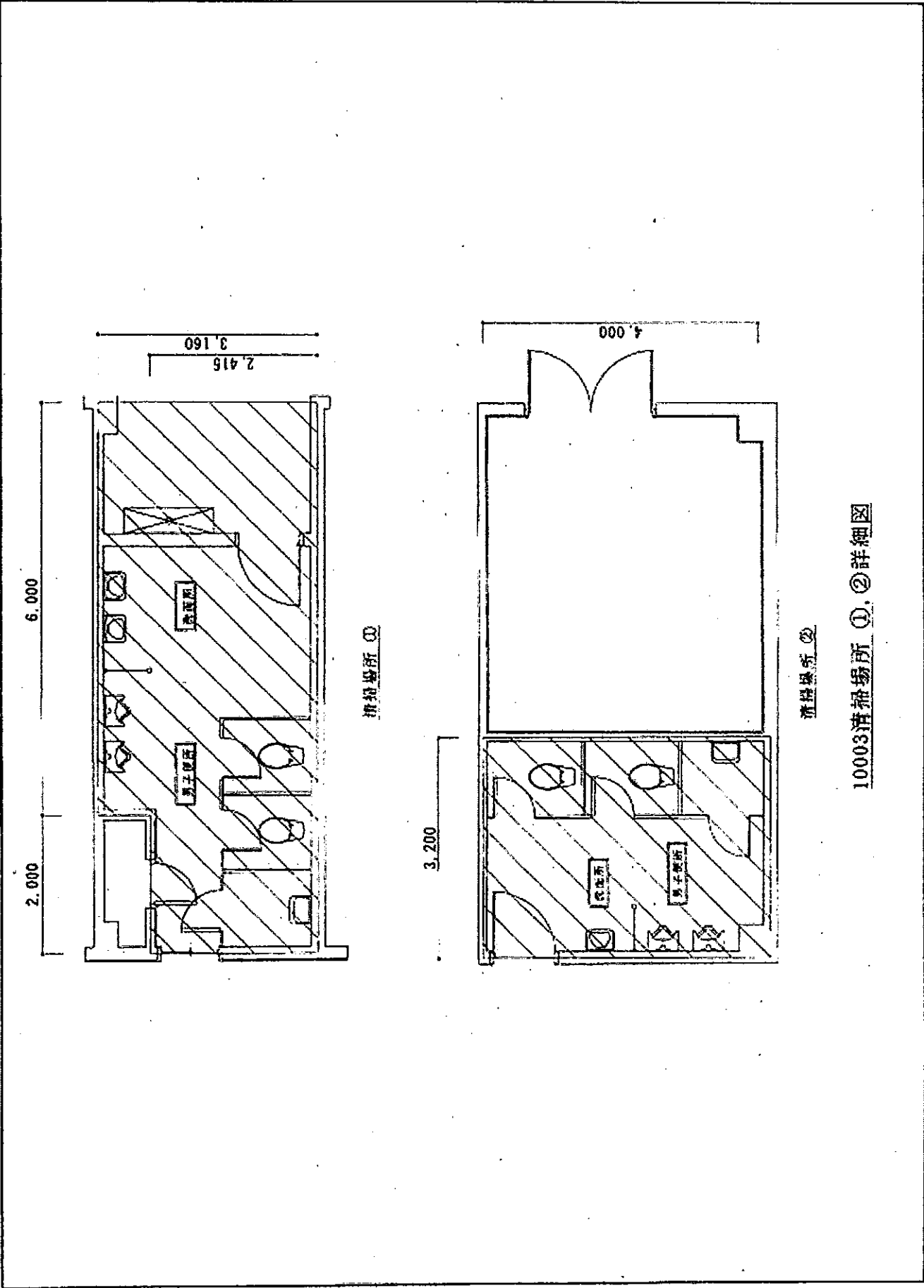


2 F 全体図



1 F 全体図

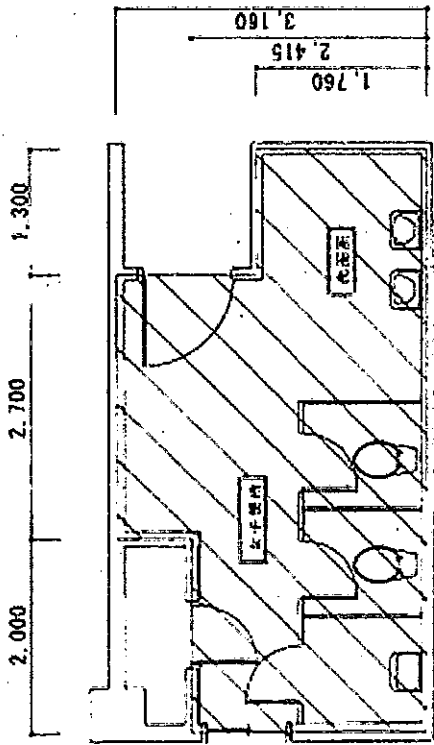
10003清掃場所平面図



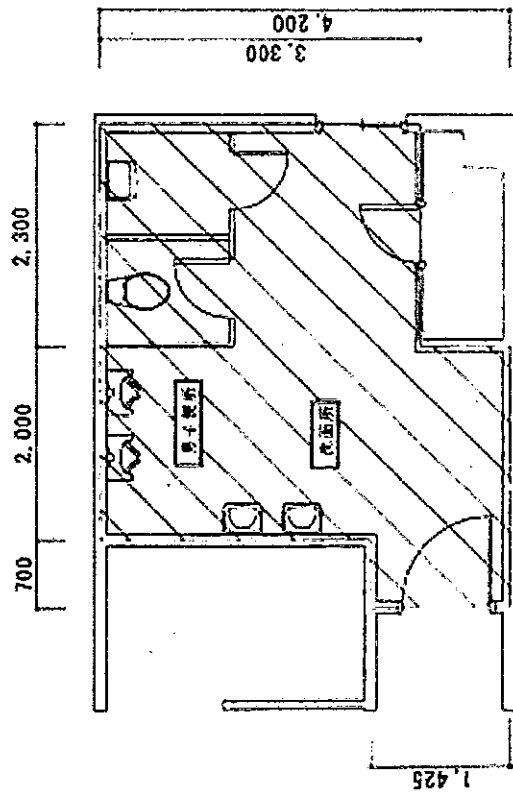
清掃場所 ①

清掃場所 ②

10003 清掃場所 ①, ② 詳細図



清掃場所 ③



清掃場所 ④

10003清掃場所 ③, ④詳細図

共同使用場所清掃検査書（月分）

管理単位：浜松救難隊

日	清掃作業合否	監督官確認	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

日	清掃作業合否	監督官確認	備考
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			